

墓埋法改正要望

(民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与)

令和8年6月4日

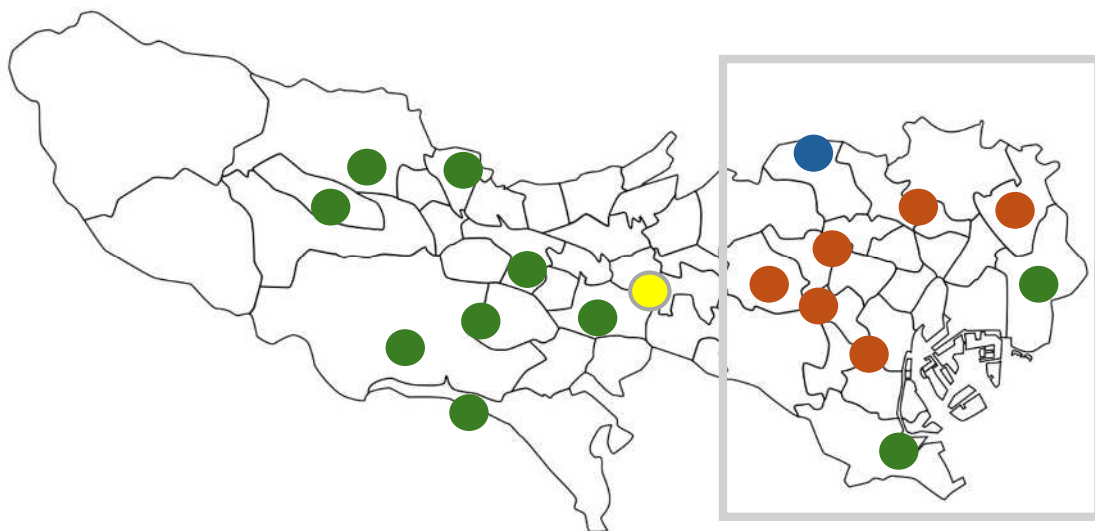
特別区長会・東京都

東京23区の火葬場は民間企業の寡占状態となっている

- 火葬については、現在23区の火葬場9か所のうち7か所を民間が運営
- 23区の火葬件数の7割を民間1社が実施

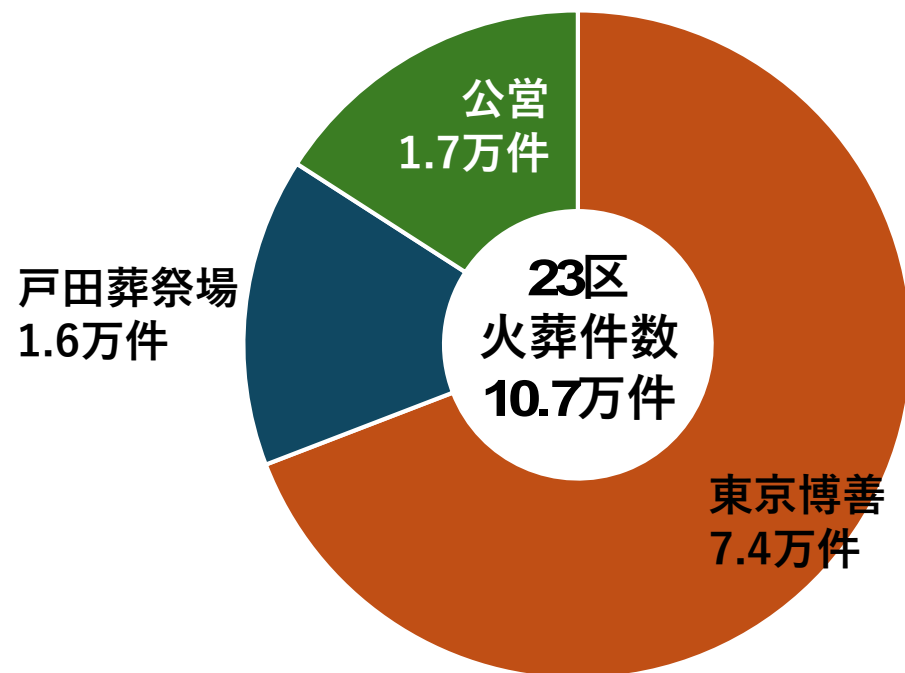
都内火葬場の状況

- ✓ 都内火葬場26か所のうち8か所が民営
- ✓ 23区では、9か所中7か所を民間企業が経営
東京博善(株)：6か所、(株)戸田葬祭場：1か所



- 東京博善(株)：6か所、● (株)戸田葬祭場：1か所
- 多摩葬祭場：1か所 ● 公営：10か所
- ※ なお、島しょ部は公営8か所

23区の火葬件数



- ✓ 東京博善(株)は、(株)広濟堂HDの100%子会社
- ✓ 広濟堂HDの株主で、中国系企業のシェアは約35%

民間の火葬場は、資本取引の対象となってしまう

- 5月21日、広済堂ホールディングスによる、東京博善(株)の売却意向が報道され、株価が一時急騰（広済堂HDは同日、報道内容を否定する適時開示を実施）

東京博善含む子会社売却など様々な価値向上策検討＝広済堂HD

2026年5月21日午後 ロイター

広済堂ホールディングスは21日、東京都内で火葬場を運営する完全子会社「東京博善」の売却に関する一部報道について、従来から東京博善を含む子会社の売却などさまざまな企業価値向上の施策を検討しているが、現時点で決定した事実はないとするコメントを発表した。

F A C T Aオンラインは、広済堂HDが東京博善を売却する意向を固め、買い手に米系ファンドのKKRなどの名前が浮上していると報じた。買収額は1500億—1800億円にのぼると伝えている。

➡公共サービスである火葬について、安定的・継続的に実施できる態勢の確保が不可欠であるが、民間株式会社が運営する火葬場は、容易に利益追求の手段として資本取引対象となり得る

火葬場が利益追求の手段となる背景には、法制度上の不備が存在

- 昨年11月は、民間火葬場の料金について行政が関与する仕組みとなっていないことについて、事業者の責務と監督官庁の指導権限の明確化、火葬料金に対する行政の事前関与の制度化、火葬事業に関する経費の明確化等を要望
- 今回の報道により、かねてより懸念を有していた、民間火葬場の経営管理に関する法制度上の課題が顕在化
- 国は火葬場について「いやしくも営利事業類似の経営を行うこと」が無いよう通知しているが、実際には、行政の関与無く火葬料金を設定できることに加え、火葬事業と営利事業を結び付けること等による利益追求が可能となっている。また、これらを目的とする民間の資本取引等に対する規制も無い

墓地等の経営について

昭和46年5月14日付環衛第78号

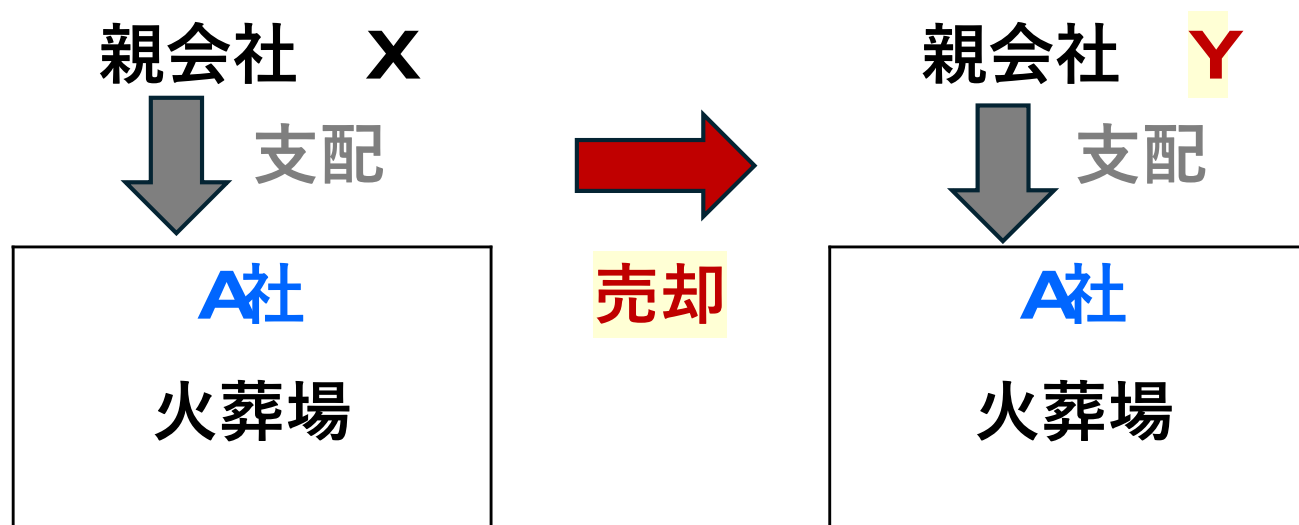
墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが（昭和43年4月5日付環衛第8058号環境衛生課長通知参照）、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営がおこなわれるよう関係者に対して強く指導されたい。

→火葬事業の公共性を確かなものとするため、見合った制度設計が求められる

墓埋法の不備を是正する必要がある

- 火葬事業は、人の尊厳及び社会秩序の維持に直結する極めて高度な公共性を有するサービスである
- 23区においては、歴史的経緯から、特定の民間事業者特別な経営許可を与えているにも関わらず、株式の売却により、実質的な経営主体が変更される場合でも、監督官庁は止めることができない



- 民間事業者が、受入方針や、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針を変更する場合でも、監督官庁は関与する権限がない

要望の趣旨

- 火葬場は、地域住民にとって必要不可欠な公共インフラであり、その安定的かつ継続的な運営の確保は、公衆衛生及び公共の福祉の観点から極めて重要
- 火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないという国の考え方に則れば、現行法下において、特別に許可を与えられている民間火葬場の経営管理について、監督官庁による実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題
- 現行制度は、既に許可を受けた民間火葬場について、事業者の判断で火葬能力、運営体制、受入方針、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針が変更される場合、その内容を監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与する仕組みは、設けられていない
- また、民間火葬場は、買収等により実質的な経営主体が変更されることが考えられる。その場合、火葬場を経営する事業者が変更されたものと同視できるにもかかわらず、現行法では許可を要しないことから、公共インフラの経営者として相応しいかなどを監督官庁が事前に確認できる仕組みとなっていない

➡火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際し、監督官庁が関与できる仕組みが不可欠

要望事項

- 1 支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みについて、昭和46年通知の趣旨を踏まえ、法上明確に規定すること
- 2 民間火葬場において、火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること
- 3 前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること
- 4 前3項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること

参考 墓理法上の経営許可の取扱い

墓地、埋葬等に関する法律

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

附則

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

墓地、埋葬等に関する法律施行条例（例）

第2条 墓地等を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人であって、引き続いて3年以上登記された事務所を町内に有するもの

(3) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人であって、引き続いて3年以上同法の規定により登記された主たる事務所(以下「主たる事務所」という。)を町内に有するもの

第1号様式(第1条関係)

第 号	
經營許可書	
事務所所在地	
法人の名称	A社
年 月 日付けで申請のあつた	{ 墓地 納骨堂 火葬場 } の經營については、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。
年 月 日	
	〇〇区長
記	
1 墓地等の名称	
2 墓地等の所在地	
3 墓地等の敷地面積	平方メートル
4 墳墓区域面積又は 建築面積及び延床面積	平方メートル、 平方メートル
5 条 件	

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第11に準じた教示の文を付すこと。